

県央ネットやまなし観光エリア アニメを活用した誘客事業に係る
P R ツール制作業務委託仕様書

1 目的

9市3町※で構成する県央ネットやまなし観光エリア（以下、「本エリア」という。）は、食・自然・観光スポット等の豊富な地域資源や標高差等の地理的条件による気候の違い、また地域に根付いている多様な文化などがあることから、各地域に点在する資源を掛け合わせて面的な観光の促進に取り組めるエリアである。

本業務は、令和7年4月に放送開始した山梨県を舞台としたアニメ「mono」を活用した誘客促進を目的に、アニメで登場した圏域内の観光スポット等を掲載したマップのほか、アニメキャラクターを使用した等身大パネル等を作成していくものである。

※ 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町

2 業務名

県央ネットやまなし観光エリア アニメを活用した誘客事業に係るP R ツール制作業務委託

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

4 業務内容

（ア）マップ（印刷物）の制作

①制作について

- ・本圏域を舞台とするアニメ「mono」の聖地等を取りまとめた「県央ネットやまなしアニメ mono 聖地マップ（仮称）」を制作すること。
- ・全体構成の検討から、企画立案、デザイン、レイアウト編集など、本マップ作成に必要な一切の作業を実施すること。なお、版権元との調整、及び写真の素材提供は発注者が行うものとするが、受注者に写真撮影を求める場合もある。
- ・掲載に必要な各施設への許可取りや掲載内容の確認については、受注者が行うこととするが、発注者の協力が必要な場合には申し出ること。

②規格

- ・印刷部数：10,000部
- ・サ イ ズ：A4サイズで16頁相当
- ・色 数：両面フルカラー印刷
- ・紙 質：コート90kg

③デザイン

アニメ「mono」のキャラクター等を使用し、デザイン案を提示すること。また、次の点に留意すること。

- ・マップの形状についての指定はないが、「②規格 サイズ」で示した仕様を想定し、提

案すること。

- ・アニメファンがアニメで登場した場所を訪れたくなるようなデザインとすること。
- ・アニメで登場した場所の情報に加えて、圏域内の観光情報も併せて掲載すること。なお、アニメで登場した場所と圏域内の観光情報については区別できるように掲載すること。
- ・県央ネットやまなし観光エリアのロゴマーク及びキャッチフレーズ（やまあり、やまなし）を使用すること。
- ・アニメで登場した場所の掲載スポット数は60箇所程度を想定すること。

④納期

令和8年1月30日（金）までに電子データを納品すること。また、紙媒体については、同日までに甲府市指定場所に納品すること。

（イ）デジタルマップの制作

①制作について

- ・本圏域を舞台とするアニメ「mono」の聖地等を取りまとめた「県央ネットやまなしアニメ mono 聖地マップ（仮称）」を制作すること。
- ・全体構成の検討から、企画立案、デザイン、レイアウト編集など、本マップ作成に必要な一切の作業を実施すること。なお、版権元との調整、及び写真の素材提供は発注者が行うものとするが、受注者に写真撮影を求める場合もある。
- ・掲載に必要な各観光施設への許可取りや掲載内容の確認については、受注者が行うこととするが、発注者の協力が必要な場合には申し出ること。

②規格

- ・ウェブ形式とアプリ形式は問わないが、以下の規格に留意すること。

【ウェブ形式の場合】

- ・対応デバイスは、PC、スマートフォン、タブレットとし、レスポンシブ対応を行うこと。
- ・対応ブラウザはGoogle Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge等とし、各ブラウザにおいて支障なく動作すること。
- ・CMSはWordPressを使用し、デザインはテンプレートを使うのが好ましい。

【アプリ形式の場合】

- ・アプリはiOS及びAndroidのいずれにも対応したものとすること。また、バージョンは最新のものに対応すること。
- ・プッシュ通知によるお知らせを発信できるようにすること。
- ・利用者が、このアプリを広くダウンロードできるよう「AppStore」や「GooglePlayStore」などへのアプリケーション登録を行うとともに、登録後は継続して配信できる体制とすること。

③デザイン

アニメ「mono」のキャラクター等を使用し、デザイン案を提示すること。また、次

の点に留意すること。

- ・アニメファンがアニメで登場した場所を訪れたくなるようなデザインとすること。
- ・アニメで登場した場所の情報に加えて、圏域内の観光情報も併せて掲載すること。
- ・県央ネットやまなし観光エリアのロゴマーク及びキャッチフレーズ（やまあり、やまなし）を使用すること。
- ・発注者が新着情報の投稿ができること。
- ・発注者が観光情報の更新や情報の修正ができること。
- ・掲載スポットの位置が把握可能なマップにすること。
- ・デジタルマップについてはカテゴリ、地域ごと等、主要なページを構築し、UI の向上を図ること。

④その他

- ・本事業の運用に必要なサーバー環境等は、受注者が用意すること。
- ・アクセスログ等データの取得を行うこと。また、受注者は発注者の必要に応じて、当事業で作成したウェブページの閲覧数等のデータを提供すること。
- ・Google の検索エンジンにおいて、上位表示を目指すための SEO 対策を施すこと。
- ・SQL インジェクションや XSS 等の web サイトへの攻撃に対してセキュリティ対策を施すこと。
- ・導入する CMS 等のソフトウェア、ハードウェアにおいて運用期間内に脆弱性が発覚した場合は、発注者に報告するとともに事業者の責任において必要な対応を迅速に行うこと。
- ・アプリ形式では、OS のバージョンアップに隨時対応するとともに、アプリのダウンロード状況等を把握できるようにすること
- ・アプリの不具合等について対応窓口を設けること。

⑤納期

令和 8 年 1 月 30 日（金）までに電子データを納品すること。

（ウ） のぼり旗の制作

①規格

- ・数量：100～200枚程度
- ・サイズ：600mm×1800mm
- ・色数：フルカラー印刷

②デザイン

発注者が指定するキャラクター 5 体のイラスト（汎用版権）を使用し、デザイン案を提示すること。また、次の点に留意すること。

- ・制作物は 1 種類とすること。
- ・イラストを活用し、圏域ならではのデザインとすること。
- ・県央ネットやまなし観光エリアのロゴマーク及びキャッチフレーズ（やまあり、やまなし）を使用すること。

③納期

令和7年9月30日（火）までに指定場所に納品すること。

（エ）等身大パネルの制作

①規格

- ・数量：アニメキャラクター5体のパネル

12セット～15セット（計60～75）程度

- ・サイズ：高さ1500mm程度（※設定身長を考慮すること）

- ・色数：フルカラー印刷

②デザイン

発注者が指定するキャラクター5体のイラスト（汎用版権）を使用し、スタンド型のデザイン案を提示すること。また、次の点に留意すること。

- ・アニメファンが圏域内を周遊したくなるようなデザインとすること。

- ・県央ネットやまなし観光エリアのロゴマーク及びキャッチフレーズ（やまあり、やまなし）を使用すること。

- ・圏域ならではの特徴を表現すること。なお、下記は想定例であるため、これに倣う必要はない。

（例）市町の特徴に応じて、5パターンを制作

パターン1：笛吹市・甲州市・山梨市

パターン2：甲府市・甲斐市

パターン3：北杜市・南アルプス市・韮崎市

パターン4：中央市・昭和町

パターン5：市川三郷町・富士川町

③納期

令和7年9月30日（火）までに指定場所に納品すること。

（オ）追加提案

①委託料の範囲内の提案

（ウ）のぼり旗や（エ）等身大パネルの数量などを調整することにより、視認性が高くより効果的な啓発物（持ち運び可能な大型展示パネルなど）がある場合は、これを示すこと。

②今後に向けた提案（今年度実施する内容でないため委託料に含めない）

発注者では、アニメ mono を活用した継続的な誘客促進事業の検討を予定している。このため本事業の成果物を活用した企画（例：デジタルマップの機能強化によるデジタルスタンプラーなど）のほか、今回の事業に関わらず効果的な企画提案を求ることとする。なお、企画提案の際は事業費のほか、ランニングコストが生じるものはそれも含めて提案すること。

(カ) 実績報告書の作成

「実績報告書」として業務内容に関する資料、記録写真、報告書等の一式を電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-ROM等の電子記録媒体に存）と印刷物2部を提出すること。

5 留意事項

- (ア) 計画・実施については発注者と十分協議して行うこと。
- (イ) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (ウ) 著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (エ) 本業務の制作物等を発注者が委託期間後も継続して無償で使用できるよう配慮すること。
- (オ) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (カ) 台風や災害等の不可抗力により受注者に損害が生じた場合、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、発注者・受注者の責任に拠らない事情により、企画が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (キ) 提案内容は発注者との協議により、変更できるものとする。
- (ク) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は、記載のない事項が発生した場合は、発注者の担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。